

6. その他

(1) 指定更新等の手続きについて

1. 指定(更新)申請

	指定申請	指定更新申請
留意点	必ず、事前にご相談ください。 ◎ <u>地域密着型サービスは、別途、開設事前協議書が提出が必要です。</u> <u>事業開始予定日の6か月前までに相談ください。</u>	指定事業者は、指定日(前回更新日)から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。
提出書類	市ホームページ掲載の必要添付書類をダウンロード (添付書類一覧を参照)	
提出期限	事業開始予定日の1か月前まで	有効期間満了日の2か月前から1か月前まで ◎ <u>対象事業所へ市から事前連絡します。</u>
根拠	[地域密着型サービス] 介護保険法第78条の2及び第115条の12 [居宅介護支援・介護予防支援] 介護保険法第79条・第115条の22	[地域密着型サービス] 介護保険法 第78条の12及び第115条の21において 準用される第70条の2の規定 [居宅介護支援・介護予防支援] 介護保険法第79条の2第1項・ 第115条の31において準用される第70条の2の規定

6. その他

(1) 指定更新等の手続きについて

2. 各種届出

	変更届	休止(廃止)届	再開届
留意点		必ず、事前にご相談ください。	
提出書類	変更事項に係る必要書類 (ホームページ掲載の 「添付書類一覧」を参照)	利用者受入先一覧	
提出期限	変更日から10日以内	休止(廃止)日の1か月前まで	再開後10日以内
根拠	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の13 〔居宅介護支援・介護予防支援〕 介護保険法第82条・第115条の25 介護保険法施行規則第133条・ 第140条の37	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5第2項 介護保険法施行規則 第131条の13第2項 〔居宅介護支援・介護予防支援〕 介護保険法第82条第2項・ 第115条の25第2項 介護保険法施行規則第133条第3項・ 第140条の37第3項	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5第1項 介護保険法施行規則 第131条の13第3項 〔居宅介護支援・介護予防支援〕 介護保険法第82条第1項・ 第115条の25第1項 介護保険法施行規則第133条第2項・ 第140条の37第2項

6. その他

(1) 指定更新等の手続きについて

2. 各種届出【加算届】

加算届			
サービス	地域密着型サービス (GH,特養)	地域密着型サービス (GH,特養以外)	居宅介護(予防)支援
算定開始月	届出が 受理された日 が属する月の翌月から算定	届出が前月15日以前に 受理 した場合⇒ <u>翌月から算定</u>	
	(届出が 受理された日 が月の初日である場合は当該月)	届出が前月16日以降に 受理 した場合⇒ <u>翌々月から算定</u>	
提出期限	加算を算定する月の初日まで	加算を算定する前月の15日まで	
	※加算の算定終了の場合は、速やかに届出を提出してください。		
提出書類	市ホームページ掲載の必要添付書類をダウンロード		

※受理日≠提出日

6. その他

(1) 指定更新等の手続きについて

3. 業務管理体制整備に関する届出

介護事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定等を受けている事業所数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。

◆業務管理体制で必要な届出事項

事業所数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備	業務執行の状況の監査を定期的に実施
1以上20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

◆業務管理体制の届出先

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者	主たる事業所の所在する都道府県
すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市
すべての事業所等が同一中核市内に所在する事業者	中核都市
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

6. その他

(2) 地域密着型サービスの利用基準について

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスのこと

出雲市の住民のみが 利用可能

出雲市においては、市域を越えての利用と他市町村からの転入者が利用する際の条件について基本方針を定めています。

地域の实情に応じた 指定基準、介護報酬の設定

出雲市

保険給付



利用

サービス提供

地域密着型サービス

地域単位の サービス基盤整備

市町村・圏域単位で、必要整備量を調査し、定めて整備しています。

指定・指導・監督

公平・公平透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には地域住民、高齢者、経営者、保健・医療福祉関係者等が関与。

1. 他市町村から出雲市に転入した者による市内地域密着型サービスの利用条件

資料15

居住系・施設系サービス

在宅系サービス

- 出雲市に住所がある※1
- 市長が特に必要と認める

- 出雲市に住む親族※2から継続した支援が受けられる
- 出雲市に親族※2と一緒に転入した
- 過去に出雲市に通算して1年以上住んでいたことがある

※1 居住系・施設系サービスを利用する場合は、継続して3ヶ月以上住所を有していること。

※2 2親等以内の家族を指す

在宅系サービス

- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- (看護)小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

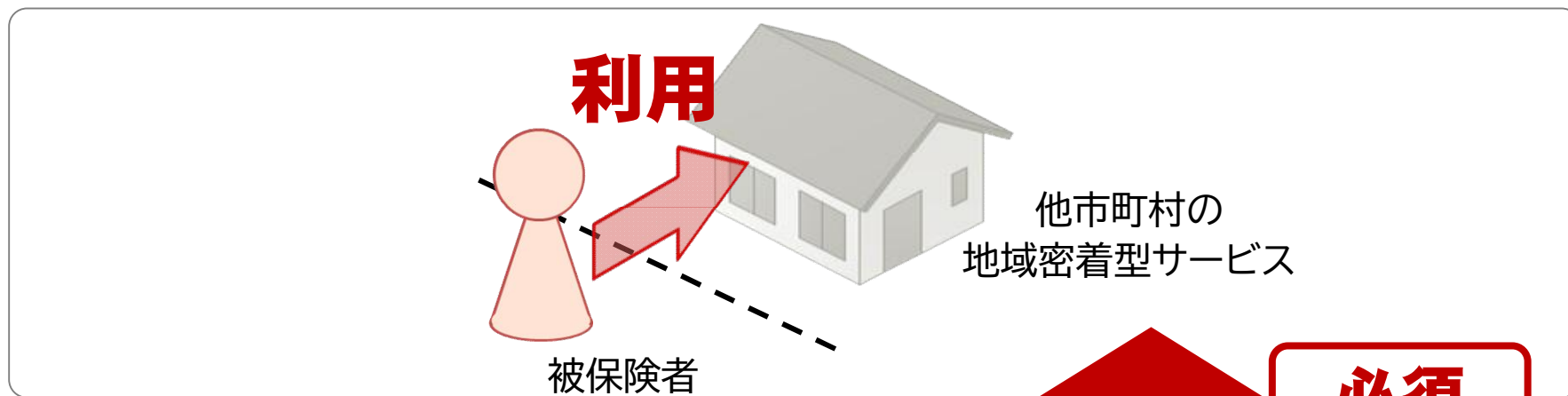
居住系・施設系サービス

- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

 事前に利用条件を確認し、**必ず**高齢者福祉課へご相談・ご報告ください

2. 市域を越えて地域密着型サービスの利用を希望する者の利用条件

(1) 出雲市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用するためには



■ 他市町村長からの指定に係る同意

+

=

出雲市による指定

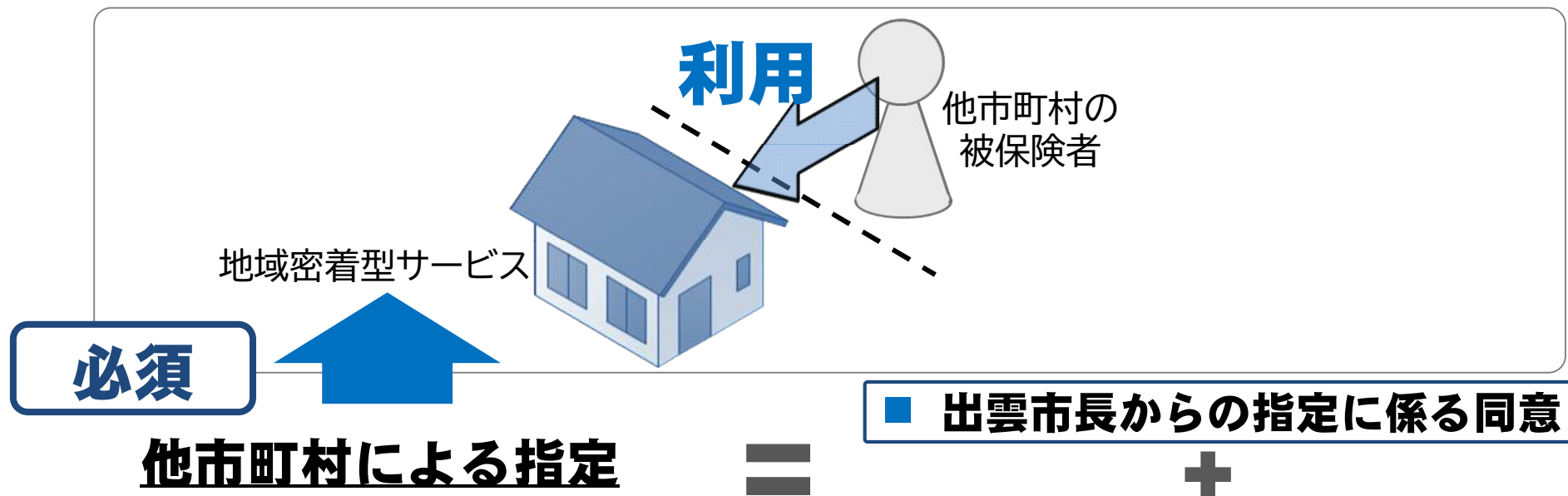
■ 他市町村へ同意を求める基準

- ① 当該事業所に空きがあり、受け入れが可能である
- ② 当該事業所が所在する市町村長の同意がある
- ③ 次のいずれかを満たしている
 - ア) 当該事業所の所在地が隣接市町村で、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所の定員に空きがない場合
 - イ) 当該事業所が所在する市町村にその者を介護する家族、親族等がいる場合
 - ウ) その他、出雲市長がやむを得ない状況であると判断した場合

2. 市域を越えて地域密着型サービスの利用を希望する者の利用条件

資料15

(2) 他市町村の被保険者が出雲市の地域密着型サービスを利用するためには



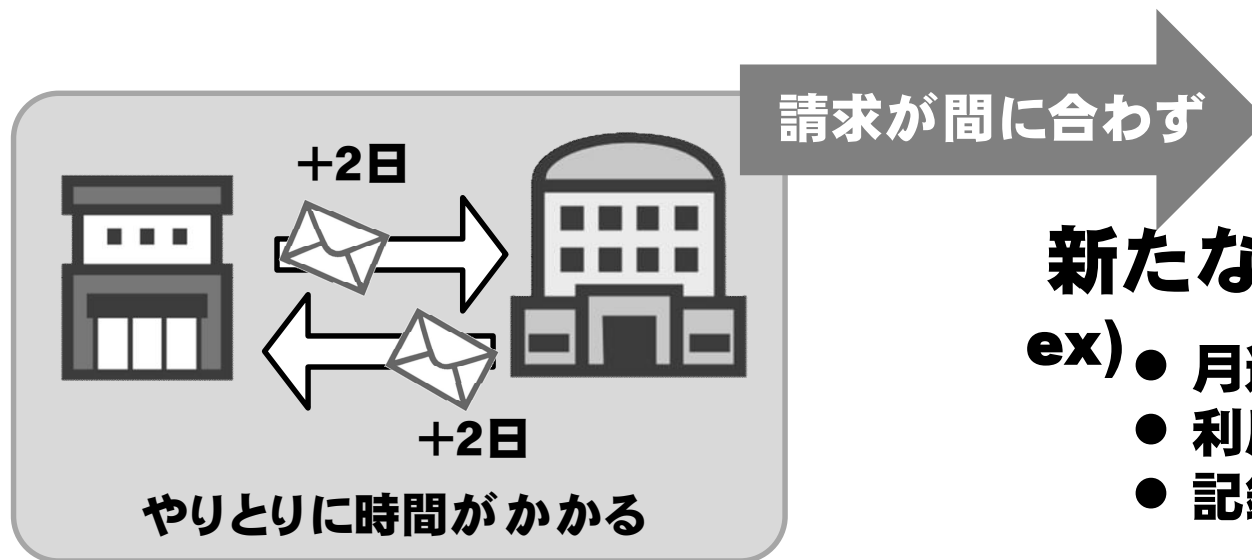
- ① 当該事業所に空きがあり、受け入れが可能である
- ② 指定を受けようとする被保険者の市町村が同意を求めている
- ③ 他市町村の利用者の上限は、当該事業所の登録者又は1ユニットに1名である
- ④ 次のいずれかを満たしている
 - ア) 他の市町村の利用者の住所が、隣接市町である
 - イ) 出雲市内にその者を介護する家族、親族がいる場合
 - ウ) その他、出雲市長がやむを得ない状況であると判断した場合

6. その他

(3) 電子化のメリット

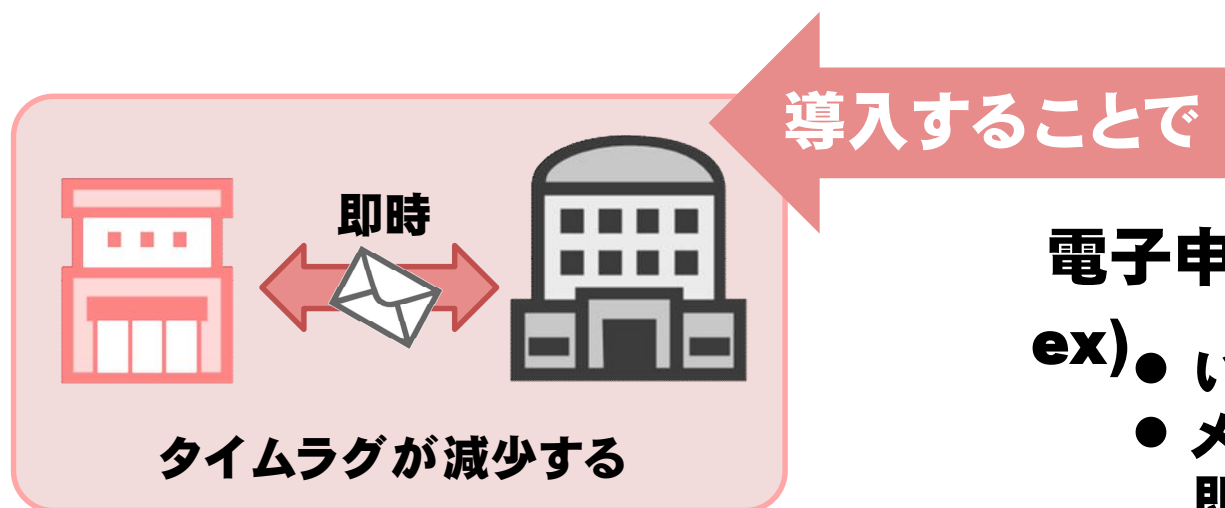
資料16-1

1 業務対応時間の削減



新たな業務が発生

- ex) ● 月遅れ請求業務の発生
● 利用者・家族への説明
● 記録の作成・保管 etc...



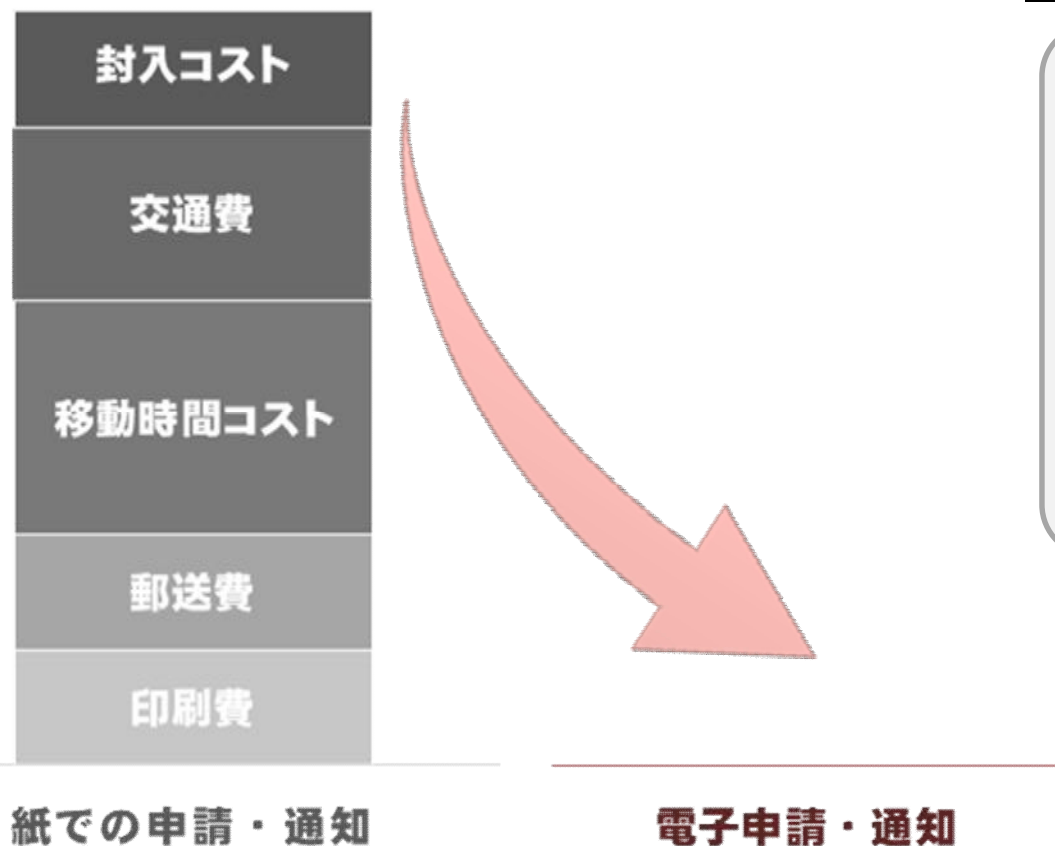
電子申請及び電子通知システム

- ex) ● いつでも申請が可能 (24時間)
● メールでの通知で届いたことが即時分かる etc...

6. その他 (3) 電子化のメリット

資料16-1

2 コストの削減



『紙』による見えないコスト

- 申請書を封筒へ封入・宛名の記載
- 郵便物の中から通知を探し、開封・仕分けを行う
- 郵送または直接窓口へ持って行く
- 申請書及び資料を印刷する
etc...

時間や手間
お金やコスト
の削減

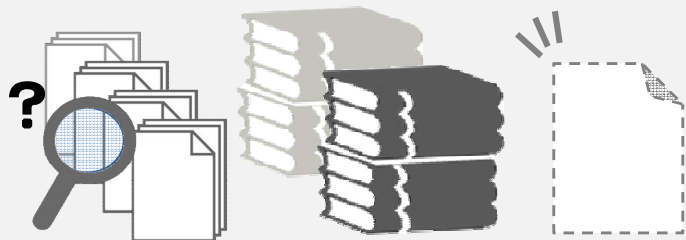
6. その他

(3) 電子化のメリット

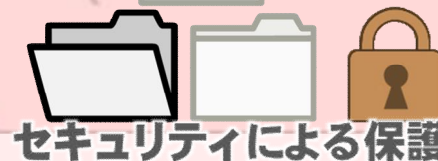
資料16-1

3 保管効率の向上

- ×見当たらない
- ×保管場所の確保
- ×紛失の可能性

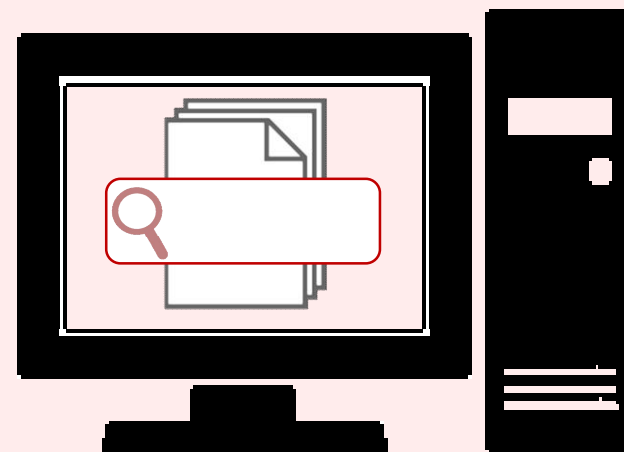


クラウド上での
アーカイブ管理



- ✓すぐ見つかる
- ✓スペースの省略
- ✓紛失の防止

キーワード検索による資料を
探す手間や時間を軽減が可能



6. その他

(3) 電子化のメリット

4 その他のメリット

✓ 申請書様式の準備が不要

- システムへ直接入力するため、必要な書類を探す手間を省ける
- 複数の地方公共団体へ申請も円滑に行える
- 過去の申請を引用し、一部入力省略できる



✓ 申請状況の確認ができる

- 受付ステータスをリアルタイムで確認が可能
- 不備や差し戻しもステータスで確認出来る



6. その他

(3) 電子化のメリット

資料16-1

5 各システムについて(電子申請・電子通知)

電子申請

□電子申請・届出システム

厚生労働省が構築した介護事業所の指定申請等をオンラインで実施可能としたシステム

ex) 指定申請等・加算届等の申請

 **令和8年度移行**

□しまね電子申請サービス (Graffer)

出雲市への申請や届け出等を、スマートフォンやパソコンから行うことができるシステム (介護に限定しない)

出雲市では、すでに導入しています。

電子通知

□電子通知システム (Speed Letter Plus®) 実証実験中 (令和7年度)

TOPPANエッジ株式会社が提供する郵送物をデジタルで受け取れる、行政手続きDX推進サービス

6. その他

資料16-2

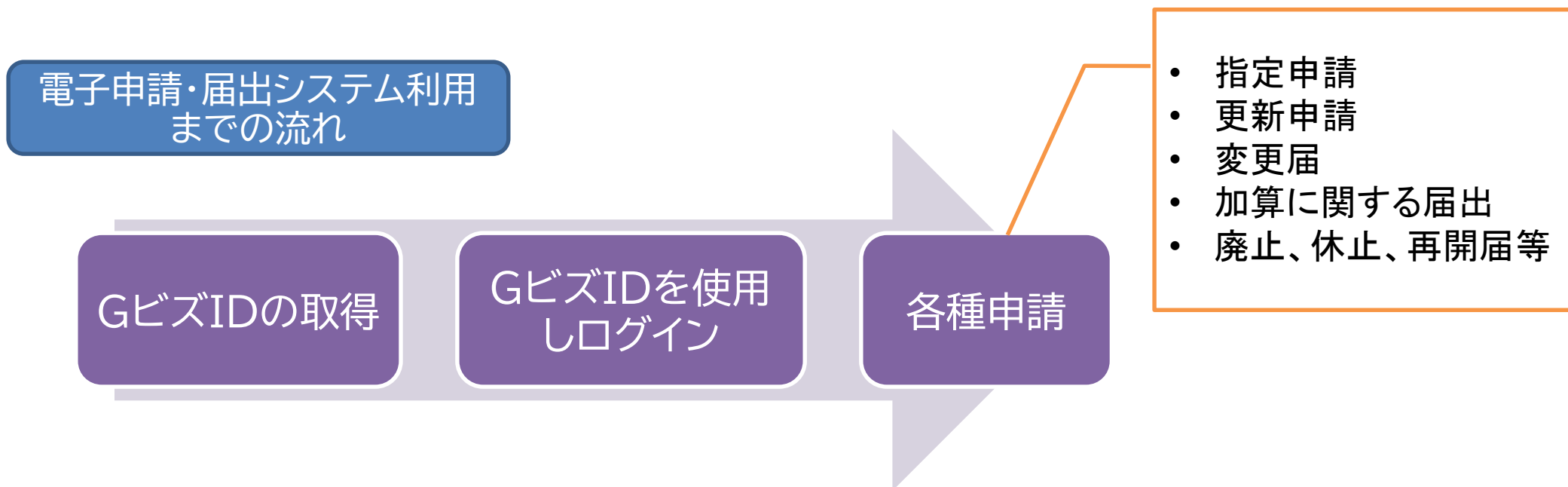
(4) 電子申請・届出システムについて

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

1 概要

令和8年4月より、「電子申請・届出システム」による申請が義務づけられる。

システムにログインするには、デジタル庁が発行する「GビズID」が必要。

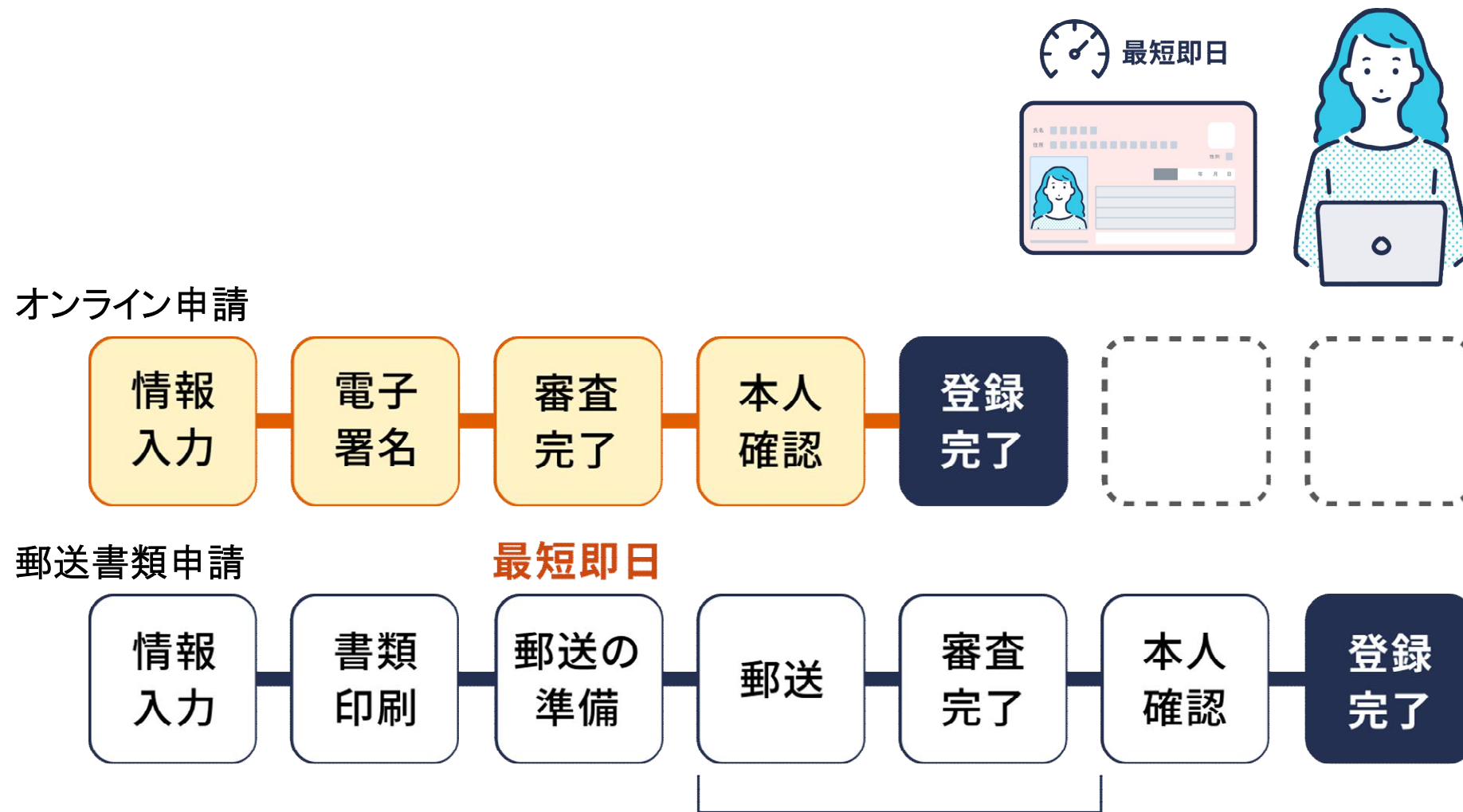


6. その他

(4) 電子申請・届出システムについて

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

2 GビズID取得の流れ



6. その他

資料16-2

(4) 電子申請・届出システムについて

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

2 GビズID取得の流れ

プライムアカウントがおすすめ

プライムを作成すれば、アカウントを増やせます



事業主

プライム

作成



従業員

メンバー

	アカウント種別	利用可能なサービス	アカウントの作成方法
法人代表者・ 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成 ※時間がかかる場合あり
従業員	メンバー	制限あり(小)	プライムによる作成
誰でも	エントリー	制限あり(大)	審査を行わず作成

6. その他

(4) 電子申請・届出システムについて

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

2 GビズID取得の流れ

① GビズID取得申請

GビズID

[ホーム](#)

[手続きガイド](#)

[サポート](#)

[アカウント作成](#)

[行政サービス一覧](#)

[ログイン](#)

GビズIDで行政サービスへの ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

[GビズIDアカウントの作成をはじめ](#)

[GビズIDについて詳しくはこちら](#)



重要なお知らせ

2026年3月下旬にGビズIDアプリによるログイン方法が変わります。

i とくに年度末・年度初めに行政サービスへの申請などをご予定の方は、GビズIDアプリを事前に最新の状態にしておくことをおすすめします。 [詳しく見る](#)

i 2026年2月24日（火）PM 8:00～2026年2月25日（水）AM 00:00頃はシステムメンテナンスのため、GビズIDの全ての機能がご利用できません。 [詳しく見る](#)

6. その他

(4) 電子申請・届出システムについて

資料16-2

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

2 GビズID取得の流れ

② ログイン

※デモ画面

デモ電子申請・届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#) [ログアウト](#)

このサイトは電子申請届出システムのデモ用の環境となります。

- デモ用のログインアカウントは共有のものであり、複数のユーザが利用可能です。個人情報を含んだ入力を行わないようご注意ください。
- 登録した申請届出データは毎日24時に削除いたしますのでご注意ください。
- 申請時及び、受付時にメール送付はございません。
- デモ環境の仕様につきましてのお問い合わせは受け付けておりません。操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアルをご参照ください。

メニュー

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口は右上専用窓口より利用ください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. [申請届出状況確認](#)
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. [新規指定申請](#)
新規指定申請を行う機能
2. [変更届出](#)
 1. [介護保険事業の変更届出](#)
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
 2. [法人情報に係る一括変更届出](#)
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
3. [更新申請](#)
更新申請を行う機能
4. その他
 1. [再開届出](#)
 2. [廃止・休止届出](#)
 3. [指定辞退届出](#)
 4. [指定を不要とする旨の届出](#) ※
 5. [介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請](#) ※
 6. [介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請](#) ※
 7. [介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請](#) ※
 8. [介護予防支援委託の届出](#) ※
 9. [指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請](#) ※
※4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

6. その他

(4) 電子申請・届出システムについて

資料16-2

オンラインによる指定申請が可能な介護サービス情報公表システム

3 島根県 ホームページ

島根県 Shimane Prefectural Government

背景色 白 黒 ベージュ
文字サイズ 拡大 標準
緊急情報 Language

目的で探す 組織で探す キーワード検索 メニュー

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 現在の位置 電子申請届出システム 高齢者福祉課

電子申請届出システム

厚生労働省において、介護分野の分野に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」が進められており、介護サービス情報公表システムの機能を拡張し、オンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」の運用が開始されています。

これに伴い、本県においても、令和6年10月より、「電子申請・届出システム」の運用を開始します。

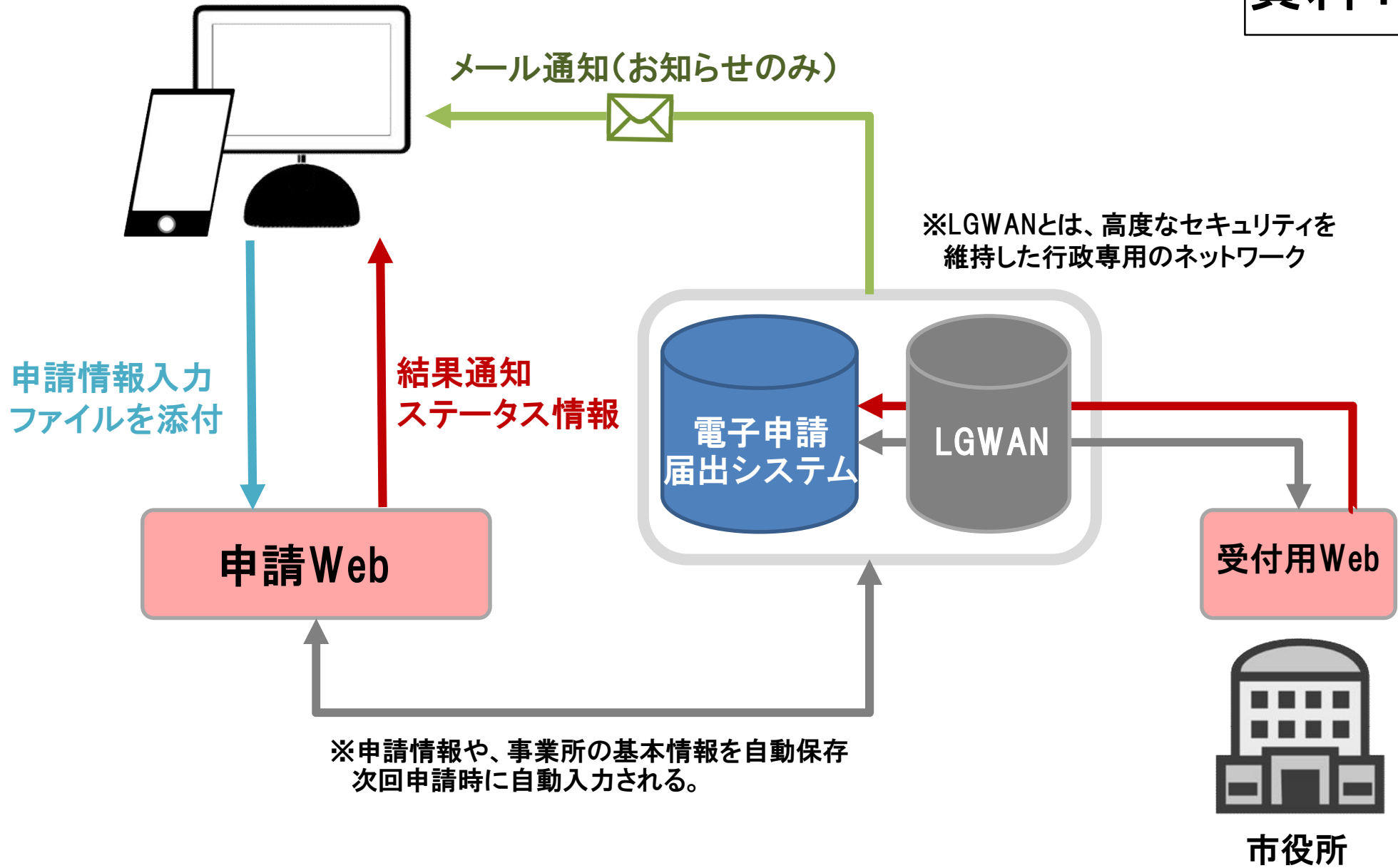
対象となるのは、県が指定する介護保険サービス事業所・介護保険施設等の指定申請、更新申請、変更届、加算の算定に関する届出、廃止・休止・再開届等についてです。地域密着型サービス等の、県以外の市町村（保険者）が指定するサービス事業所・施設に係る「電子申請・届出システム」の運用開始時期については、各指定権者にご確認ください。

令和7年4月1日からは原則すべての申請届出について、「電子申請・届出システム」での受付に移行しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

◆[電子申請届出システム（厚生労働省）](#) ※しまね電子申請サービスではありませんのでご注意ください

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kaigo-denshi.html

◆システムの機能追加・改善について



6. その他

(5) 高齢者虐待の防止について

I. 養護者による高齢者虐待

1. 定義

- 養護者 = 「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」
金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人など)が該当すると考えられます。なお、同居していなくても養護者に該当する場合があります。
- 虐待の種別
 - i. 身体的虐待: たたく、蹴る、つねるなどの暴力、ベッドに縛り付ける、行動を抑制するなど
 - ii. 介護・世話の放棄: 食事を与えない、入浴させない、必要な介護や世話をしないなど
 - iii. 心理的虐待: 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、拒絶的な態度、無視するなど
 - iv. 性的虐待: 性的な嫌がらせや強要など
 - v. 経済的虐待: 必要なお金を渡さない、年金や預金を取り上げて本人に無断で使用するなど

2. 令和6年度 出雲市内の高齢者虐待の実態

- (1) 相談・通報受付件数19件 (令和5年度 34件)
- (2) (1)のうち高齢者虐待を確認した件数7件 (令和5年度 16件)
- (3) (2)以外で前年度からの対応継続件数5件
- (4) 虐待の種別では「身体的虐待」、被虐待者との関係では「息子と夫からの虐待」が。全体の約8割を占めている。

3. 通報について

「ちょっと変だな」「虐待かもしれない」と思ったら、高齢者あんしん支援センターまたは高齢者福祉課へ連絡をお願いします。

- 出雲高齢者あんしん支援センター TEL : 0853-25-0707
- 出雲市高齢者福祉課 高齢者福祉係 TEL : 0853-21-6967

Ⅱ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

1. 定義

養介護施設従事者等

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 (※)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

(※)直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わるほかの職種も含みます。

2. 令和6年度 出雲市内の高齢者虐待の実態

- (1) 相談・通報受付件数 3件(令和5年度 6件)
- (2) (1)のうち高齢者虐待を確認した件数 1件(令和5年度 2件)
- (3) 虐待の種別では、「身体的虐待」、「心理的虐待」が認められたケースがあった。

3. 通報義務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものに対し、速やかに市町村へ通報するよう**通報義務等**を規定しています。(第21条)

※ 連絡された人の情報が他へ漏れることはありません。また、通報等による不利益な取り扱いは禁止されています。

発見した場合は、ためらわず**市高齢者福祉課 介護給付係**(TEL:0853-21-6972)へ連絡をお願いします。

4.虐待防止に係る措置

令和6年度介護報酬改定（令和6年4月1日から義務化。対象：全サービス）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従者に対し虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。
（GH、地密特養のみ年2回以上。他サービスは年1回以上。）
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載すること。

令和6年度介護報酬改定（対象：全サービス）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に基本報酬を減算する。（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。）

5.身体的拘束等について

- (1) 事業者はサービス提供に当たり、利用者や他利用者等の生命・身体保護のため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
(対象サービス:小多機、看多機、GH、地密特養、定期巡回、地デイ、認デイ、居宅)
- (2) 事業者は身体的拘束等を行う場合、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。
(対象サービス:小多機、看多機、GH、地密特養、定期巡回、地デイ、認デイ、居宅)
- (3) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。
(対象サービス:GH、地密特養、小多機、看多機)
- ① 対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従事者に周知徹底を図る。
 - ② 適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護従事者等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。
- (4) 身体拘束廃止未実施減算について
(対象サービス:GH、地密特養、小多機、看多機)
身体的拘束の適正化のため措置(身体的拘束等を行う場合の記録、委員会の開催、指針の整備、研修の実施)が講じられていない場合に基本報酬を減算する。(所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算。)
- ※令和7年度から小多機、看多機についても措置期間終了のため減算対象となります。

知って防ごう! “高齢者虐待” ～高齢者が安心して暮らせる社会へ～

高齢者虐待は、主に介護者や高齢者の家族など、身近な人が虐待をおこしやすい傾向にあり、その要因は、介護者の心身の疲労、相談者がいないことによる孤立感、経済的な問題などさまざまです。

令和5年度には、養護者による高齢者虐待の相談・通報が全国で40,386件ありました。出雲市では令和6年度に19件の相談・通報を受けています。

◆ 高齢者虐待の状況

(出典:厚生労働省 令和5年度調査結果)

① 虐待の種別と割合

※複数回答

・身体的虐待 たたく、蹴る、つねるなどの暴力など	65.1%
・心理的虐待 怒鳴る、ののしる、無視するなど	38.3%
・介護等放棄 必要な介護や世話をしないなど	19.4%
・経済的虐待 必要なお金を返さない、 年金・預金の無断使用など	15.9%
・性的虐待 性的な嫌がらせや強要など	0.4%

② 虐待の発生要因(主な5要因)

※複数回答

・高齢者の認知症の症状	56.4%
・高齢者の介護による 疲れ・ストレス	54.8%
・理解力の不足や低下	47.7%
・知識や情報の不足	46.5%
・精神状態が安定していない	45.9%

◆ どうして虐待は起こるの?

虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です

高齢者の介護や世話をすることで心身共に疲れ、追いつめられてしまう人は少なくありません。もともと、高齢者と関係が悪くなかったにもかかわらず、適切な介護の方法や認知症への対応がわからず、つい手をあげてしまったり、虐待していることの自覚があっても歯止めがきかなかつたりする場合があります。

◆ 虐待の発生防止と早期発見のためにできること

◎ 介護の悩み事はケアマネジャーやあんしん支援センターへ相談を!

高齢者だけでなく、介護をしている人も支援します。

◎ 地域の「気づき」や「見守り」が虐待防止につながります!

日ごろから高齢者や介護者へのあいさつや声掛けをしましょう。

◎ 認知症への正しい理解と対応をしましょう!

さまざまな症状に落ち着いて対処しやすくなります。

お変わり
ありませんか?



連絡・相談先

◎ 高齢者あんしん支援センター(出雲市社会福祉協議会内)

出雲高齢者あんしん支援センター TEL 25-0707

平田高齢者あんしん支援センター TEL 63-8200

佐田高齢者あんしん支援センター TEL 84-0019

多伎高齢者あんしん支援センター TEL 86-7122

湖陵高齢者あんしん支援センター TEL 43-7611

大社高齢者あんしん支援センター TEL 53-3232

斐川高齢者あんしん支援センター TEL 73-9125

◎ 出雲市役所 高齢者福祉課 TEL 21-6967

※連絡した人の情報が他へ漏れることはありません。

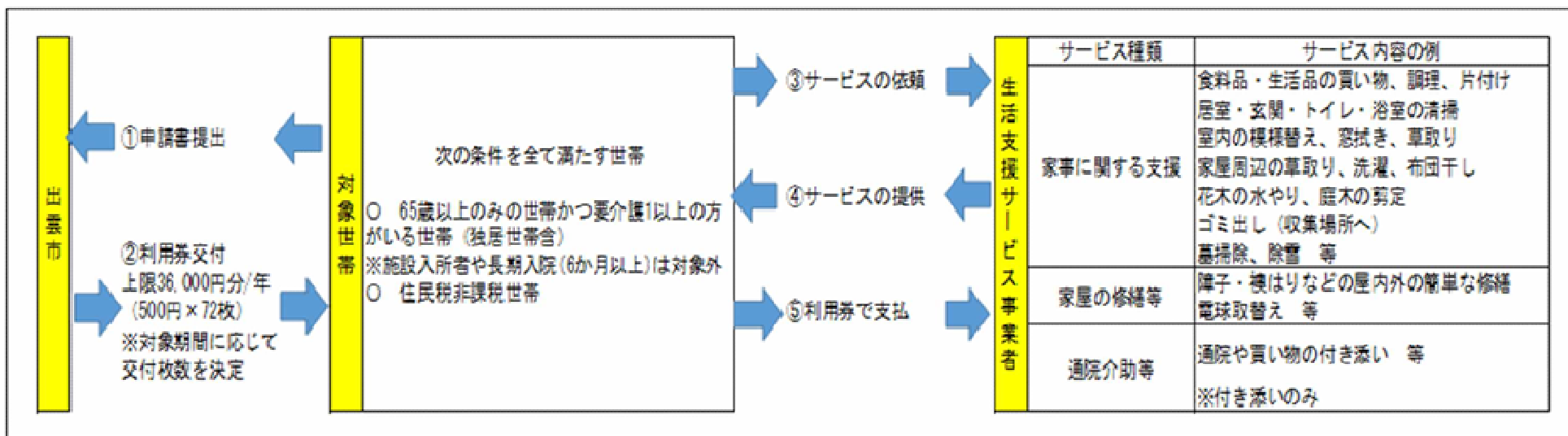
6. その他

(6) 高齢者福祉施策について

I. 各種制度について

1. 老老介護生活支援について

65歳以上のみの世帯で要介護1以上の方がいる世帯（ひとり暮らし含む）に対し、市の指定事業者（R8.1末現在49業者）が提供する生活支援サービスの支払いに使用できるサービス利用券を支給します。



注意事項

- 利用券の助成額は1枚500円です。利用券はサービス利用料を超えない範囲で何枚でも使用できます。
- 利用券は、出雲市の指定事業者以外では使用できません。

2. 緊急通報装置設置費補助金について

資料18

●緊急通報とは

緊急ボタン(非常用ボタン)を押すと、電話回線を利用し、自動的に監視センターへ連絡が入ります。監視センターから状況確認のため、すぐに折り返し電話があり、状況に応じて警備員が駆けつけます。

また火災報知器は、火災発生を自動的に感知し、監視センターからの電話や警備員の状況確認により、消防へ通報するものです。

●助成目的

急病などの緊急時の対応に不安を感じている独居高齢者世帯等に、民間警備会社の緊急通報等サービスを利用していただくことで住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援し、併せて別居親族や近隣住民からの見守り不安の緩和を図ります。

●助成対象者

住民税非課税世帯に属する方で、次の要件に該当する方が対象となります。

- ・独居高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯(準独居高齢者) ・重度身体障がい者のみ世帯
- ・高齢者と障がい者のみ世帯

※高齢者とは、65歳以上の方です。障がい者の方については、年齢要件はありません。

※準独居高齢者とは、2人暮らしのうち1人の方が要介護1以上である場合等をさします。

※重度身体障害者＝1級または2級の方 障がい者＝手帳の種類・級は問いません。

●助成額

民間警備会社の緊急通報装置・火災報知器を利用する際に必要となる加入・設置費を対象に助成します。

助成額は22,000円(税込)を上限とします。※月額利用料金等は、自己負担となります。

●申請方法

補助金交付申請書に見積書を添えて申請してください。

※必ず設置される前に申請してください。

●助成の対象となる機械警備サービスを取り扱っている警備会社(五十音順)

資料18

★ALSOK山陰(株)

出雲市渡橋町3-10

TEL(0853)22-9064

★(株)セーフティネクスト

松江市西持田町362-8

TEL(0852)25-4709

★セコム山陰(株)

出雲市今市町北本町1丁目2

TEL(0853)22-9012

★北陽警備保障(株)

出雲市塩冶善行町7-1

TEL(0853)22-5252

※警備業法(昭和47年法律第117号)第2第6項に規定する機械警備業を営む警備会社です。

※各警備会社のサービス内容・料金等は、一覧のとおりです。

●出雲市緊急通報装置設置費補助金対象警備会社サービス 一覧表

資料18

本表の料金設定は、出雲市の助成事業を利用した場合のものです。
 助成事業を利用しない場合の契約等については、各警備会社にご確認ください。

令和8年1月1日現在

※金額は全て税込み

会社名		ALSOK山陰(株)	(株)セーフティネクスト SH24	セコム山陰(株)	北陽警備保障(株)
所在地 連絡先		出雲市渡橋町3-10 Tel(0853)22-9064	松江市西持田町362-8 Tel(0852)25-4709	出雲市今市町北本町1丁目2 Tel(0853)22-9012	出雲市塩冶善行町7-1 Tel(0853)22-5252
事業所ごとのサービス内容	基本サービス	機器構成 ◎非常用ボタン(固定) ◎火災報知器(煙式) ・無線式押しボタン(ペンダント型)	◎非常用ボタン(固定式) ◎火災報知器(煙式)	◎非常用ボタン(固定・リモコン型) ◎火災報知器(煙式) ・緊急ボタン(ペンダント式防水) ・マグネットセンサー(玄関用) (扉開閉時ブザーを鳴らすもの)	◎非常用ボタン(固定式) ◎火災報知器(煙式) ・無線式押しボタン(ペンダント型)
	設置費用	22,000円	22,000円	33,000円	22,000円
	月額料金	3,388円	1,320円	3,300円	3,300円
	内容	ペンダント	ペンダント	ペンダント	非常用ボタン(固定式) 1個追加
	設置費用	基本サービスに含む		3,300円	1,650円
	月額料金	基本サービスに含む		660円	550円
	内容	見守り配信サービス	冷蔵庫開閉センサー (生活支援ボタンとの併用不可)	/	
	設置費用	3,300円			
	月額料金	781円			
	内容	ライフリズム監視装置	メールスイッチ (生活支援ボタンとの併用不可)		
	設置費用	5,280円	11,000円		
	月額料金	594円	275円		
	内容	ガス監視サービス	生活支援ボタン		
設置費用	6,490円	0円			
月額料金	528円～	0円			
出動料金	なし	3,850円	なし		

【サービス内容の「◎」印のものは、出雲市の助成事業対象の必須サービス】

3. 高齢者日常生活用具給付事業について

資料18

65歳以上で心身機能の低下に伴い防火の配慮が特に必要な方を対象に日常生活用具を給付します。

(1)対象者

ア)65歳以上の高齢者のみの世帯

イ)疾病等により身体が虚弱な高齢者や認知症を有するなど日常生活を営むのに支障がある人
⇒家族やケアマネージャー等から聞き取りを行う。(調査報告書の提出が必要)

ウ)住民税非課税世帯

(2)日常生活用具(アまたはイのどちらか1つを給付)

ア)電磁調理器給付

※もの忘れがあり火の消し忘れが認められる人

イ)自動消火器(2種類)給付

※上記に該当し、電磁調理器の操作が理解できない人

(3)給付台数

上記(2)のア)またはイ)のいずれか1台(1世帯あたり)

4. 高齢者福祉タクシー事業について

公共交通機関の駅や停留所から自宅まで一定の距離がある70歳以上の高齢者世帯の方の生活範囲を広げ、生活の利便性の向上や社会参加を促進するため、タクシー券を交付します。

(1) 対象世帯

70歳以上の高齢者のみの在宅で、次のすべてに該当する世帯

- ア) 自家用車を所有していない
- イ) 住民税非課税
- ウ) 自宅から最寄りの駅またはバス停まで500m(※)以上の距離がある
※中山間地域においては、「200m以上」とします。
- エ) 障がい者福祉タクシー事業の助成対象世帯ではない

(2) 対象外地域

高齢者外出支援サービス事業、出雲市斐川まめながタクシー外出支援事業及び定額乗合交通事業を行っている地域は対象外です。

(3) 交付枚数

1年間で500円券を24枚(12,000円分)

5. 軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成

資料18

身体障がい者手帳(聴覚障がい)の交付の対象とならない18歳以上の軽度・中等度難聴者の、日常生活や社会参加を支援するために、補聴器の購入費を助成します。

(1) 対象者

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所のある18歳以上の者
- ・住民税非課税世帯または生活保護受給世帯に属する者
- ・身体障がい者手帳(聴覚障がい)の該当にならない者で、いずれかの耳もしくは両耳の聴カレベルが30デシベル以上の者(ただし、聴カレベルが30デシベル未満であっても、医師が必要と認めた場合は対象となります。)

(2) 助成額

25,000円(ただし、助成は50,000円以上の補聴器)

(3) 手続きについて

まずは高齢者福祉課または行政センターにて要件を満たしているかご確認ください。
対象者の本人確認書類をご用意のうえ、必ずご相談ください。
なお、代理で来庁される場合は、代理人の本人確認書類もご用意ください。
(各行政センター市民サービス課でも相談できます。)

6. 成年後見制度

資料18

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が支援する制度です。

(1) 類型

類型	補助	保佐	後見
本人の判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力に欠ける方
申立についての本人の同意	必要	不要	
同意権・取消権	申立てにより裁判所が定める行為 (本人の同意が必要)	民法13条1項記載の行為 (借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など) のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理権	申立てにより裁判所が定める行為 (本人の同意が必要)	申立てにより裁判所が定める行為 (本人の同意が必要)	原則としてすべての法律行為

※類型については、医師からの診断書や関係者から情報などに基づき、最終的に家庭裁判所が決定するものです。

6. 成年後見制度

資料18

(2) 後見人等になる人

親族(両親、兄弟など)、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)、一般市民による市民後見人

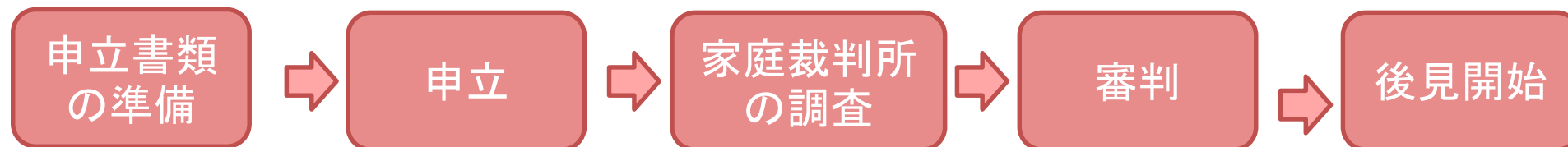
(3) 申立のできる人

本人、配偶者、四親等内の親族(子・孫・親・祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親など)、検察官、市町村長

【市長による申立とは】

「親族がいない、または親族はいるが支援拒否している」など、申立できる親族がいない場合に市長が申立する場合があります。

(4) 手続



- 申立から審判までおおむね4か月以内とされています。
- 市長申立の場合、親族調査や親族の意向確認に時間を要するため、調査開始から審判まで6か月以上かかります。(ケースによっては1年かかります)

6. 成年後見制度

資料18

(5) 出雲成年後見センターについて

成年後見制度についての総合相談窓口として、出雲市から業務委託している機関です。

① 相談し・支援

成年後見制度の利用相談、手続き方法などについてアドバイスを受けることができます。

② 成年後見人等の受任

成年後見人等の候補者として、センター会員を家庭裁判所へ推薦します。

【センター会員】

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士、社会保険労務士、社会福祉協議会職員などで構成されています。

(6) 市民後見人について(紹介)

高齢者数の増加にともない、成年後見制度を利用する人は更に増えることが予想されます。市内で成年後見人となる専門職(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等)の数は限られていることから、後見人の新たな担い手として、市民後見人の育成及び活躍支援に取り組んでいます。

令和5年度養成講座開催から今年度末までに、累計5人の市民後見人が誕生する予定です。

7. 養護老人ホームについて

資料18

養護老人ホームは、原則65歳以上で在宅において日常生活を営むのに支障がある方に対して、心身の状況やその置かれている環境の状況等を総合的に勘案し、居宅において養護を受けることが困難である場合に、市区町村長の措置によって入所できる施設です。

入所判定委員会において、日常生活動作の状況や精神状況 等により養護老人ホームの入所が適当と判定された方が入所できます。

(1) 対象者(参考)

【年齢】65歳以上

【要介護度】認定なし～要介護2

※但し、本人の状態により対象とならない場合があります。

【健康状態】次のいずれにも該当しない場合

- ① 入院加療を要する病態
- ② 他の入所者に伝染させる恐れのある伝染性疾患

【経済状況】次のいずれかに該当する場合

- ① 生活保護世帯に属している
- ② 入所希望者及び生計中心者が市民税のうち所得割が非課税である
(生計中心者とは、本人の属する世帯の生計中心者)
- ③ 災害その他の事情により、世帯の生活状態が困窮している

【家族・住居の状況】次のいずれかに該当する場合

- ① 養護者がいない
- ② 家族又は同居者との同居が困難である
- ③ 現に住居がない
- ④ 住居の環境が劣悪である

【入所意思】本人に入所の意思がある

(2) 負担金(施設利用料)

負担金(食費、部屋代、光熱水費等の施設利用料)は、本人の年金等の収入や扶養義務者の課税状況に応じて計算します。病院を受診した際の医療費、介護サービス利用料などは、自己負担となります。

【市内の養護老人ホーム】

- ・ 長浜和光園 西園町4015
- ・ かなび園 斐川町上直江1829-1

入所のご相談は施設ではなく、高齢者福祉係(21-6967)にご連絡ください。

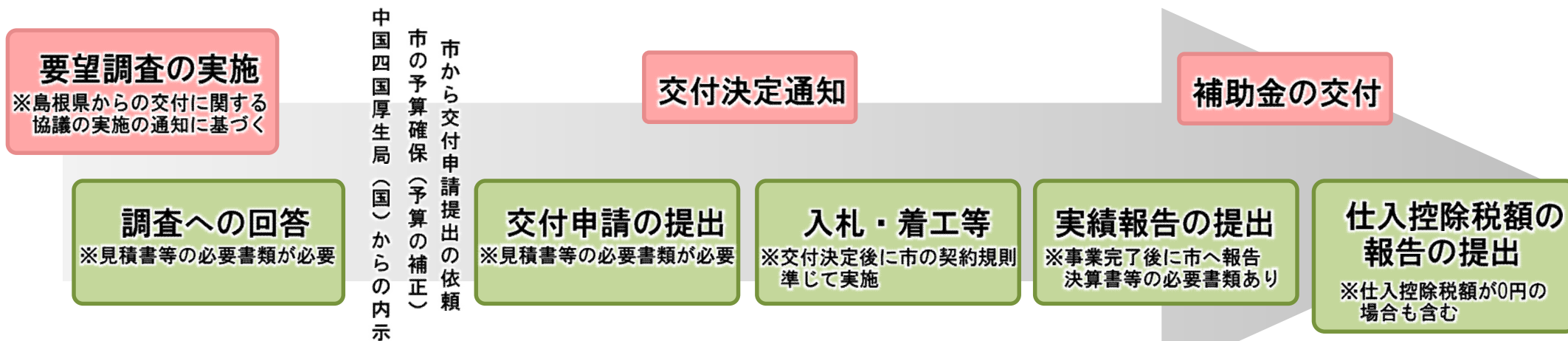
6. その他

(8) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

資料19

厚生労働省所管の交付金を活用し実施する事業であり、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的としています。

(1) 支給までの大まかな流れ



留意事項

- 市の契約手続きに準拠
- 取得財産の処分の際は、事前承認が必要
※補助金返還が発生する可能性もあり
- 国の採択方針により補助不可の可能性
- BCP/非常災害計画未策定は原則対象外
※令和6年4月1日より策定義務化



6. その他

(8) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

資料19

厚生労働省所管の交付金を活用し実施する事業であり、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的としています。

(2) 各補助事業

● 既存施設の sprinkler 設備等整備事業

対象サービス	補助内容	工事例
<ul style="list-style-type: none"> □ 地域密着型通所介護 □ 認知症対応型通所介護 (※宿泊を伴うもののみ。) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助率 : 定額 □ 補助上限: 9,710円/m² □ 補助下限: なし 	<ul style="list-style-type: none"> □ スプリンクラーの設置

● 認知症高齢者グループホーム等防災改修改修等支援事業

対象サービス	補助内容	工事例
<ul style="list-style-type: none"> □ 地域密着型特別養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助率 : 定額 □ 補助上限: 1,540万円/施設 □ 補助下限: 80万円/施設 	<ul style="list-style-type: none"> □ 施設の老朽化に伴う大規模修繕 □ 冷暖房設備の新設・改修 □ 避難経路の整備
<ul style="list-style-type: none"> □ 認知症対応型通所介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助率 : 定額 □ 補助上限: 773万円/施設 □ 補助下限: 80万円/施設 ※非常用自家発電設備は下限なし 	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境対策 (アスベスト処理等) □ 消融雪設備の整備 □ 土砂災害等対策 □ 非常用自家発電機の設置

6. その他

(8) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

資料19

厚生労働省所管の交付金を活用し実施する事業であり、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的としています。

(2) 各補助事業

● 高齢者施設等の給水設備整備事業

対象サービス	補助内容	工事例
<ul style="list-style-type: none">□ 地域密着型特別養護老人ホーム□ 認知症対応型通所介護□ 認知症対応型共同生活介護□ 小規模多機能型居宅介護□ 看護小規模多機能型居宅介護□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none">□ 補助率：3/4□ 補助上限：なし□ 補助下限：なし	<ul style="list-style-type: none">□ 受水槽の整備□ 地下水利用給水設備の整備

● 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

対象サービス	補助内容	工事例
<ul style="list-style-type: none">□ 地域密着型特別養護老人ホーム□ 地域密着型通所介護□ 認知症対応型通所介護□ 認知症対応型共同生活介護□ 小規模多機能型居宅介護□ 看護小規模多機能型居宅介護□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none">□ 補助率：3/4□ 補助上限：なし□ 補助下限：なし	<ul style="list-style-type: none">□ 安全上、対策が必要なブロック塀等の改修

5.その他事項

(5)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

資料19

厚生労働省所管の交付金を活用し実施する事業であり、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的としています。

(2)各補助事業

● 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

対象サービス	補助内容	工事例
<ul style="list-style-type: none">□ 地域密着型特別養護老人ホーム□ 認知症対応型共同生活介護□ 小規模多機能型居宅介護□ 看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none">□ 補助率：定額□ 補助上限：4,000円/m²□ 補助下限：なし	<ul style="list-style-type: none">□ 換気設備の設置 ※感染症対策に係る

国・県からの通知に基づき要望調査実施するため、**調査期間が短期間**です。
また、要望調査時期によって、**短期間の工事等**をお願いする場合があります。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。